

【質問・回答】

案件名 交通局本局庁舎で使用する電力

No. 2

No.	質問内容	回答
1	契約単価積算内訳書の基本料金小計では、小数点第4位まで発生する可能性があります。端数処理はどのようにすればよろしいでしょうか。端数処理の指定について教えてください。	契約単価積算内訳書に記載のとおり、基本料金小計については「円、銭単位まで記載可」としてしておりますが、銭未満（円単位で小数点3位以下）は記載できません。なお、銭未満（円単位で小数点3位以下）の端数処理方法の指定はありませんが、契約単価積算内訳書提出の際、金額の違算が生じないように、ご注意願います。
2	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	電力契約に影響するような工事の予定はありません。
3	一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。	契約条項の第12条（事情変更）に該当する場合には発注者と受注者の双方で協議することが可能です。
4	弊社が落札した場合、切り替え手続きに必要な資料の提示を、切り替えに間に合うよう早急にご協力いただく事は可能でしょうか。	可能ですので、落札時にご相談ください。
5	請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。	請求書には、代表者の朱肉印を押印していただくこととなるため、原則は郵送での送付となります。ただし、印刷された請求印を使用するための承認手続きが完了している場合には、WEBからのダウンロードによる請求書の送付も可能ですので、落札後にご相談ください。承認手続きの詳細については、札幌市会計室会計管理課（011-211-2142）までお問い合わせください。

6	<p>検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます。その旨ご了承頂けますか。</p>	<p>請求書の内訳をもって検針票に代えていただいても、問題ありません。</p>
7	<p>(権利義務の譲渡) 条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』</p>	<p>契約書の内容については変更できません。権利義務の譲渡等については、契約書第1条第5項及び第5条に基づき、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合のみとしています。</p>
8	<p>計量日に関する条文を以下に変更または追加頂くことは可能でしょうか。『計量は毎月1日午前0:00に行う。』</p>	<p>契約書の内容については変更できません。計量日時については、契約書第9条に基づき、発注者と受注者が協議のうえ各月ごとに定めることとしています。</p>